

# 町村週報

(町村の購読料は会費  
の中に含まれております)

## 2376号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955  
発行人 渡辺 明：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697 <http://www.zck.or.jp>

### 閑話休題

現金なもので、アメリカで  
ビンラディン一派による同時  
多発テロが起り、先行き不安  
によるシュリンク(尻込み)  
が世界じゅうに拡がると景気の話・  
経済の話をもマス・メディアがあまり  
取り上げなくなった。取り上げて  
も、聞かなくてもわかる不景気な話  
ばかりである。

江戸時代は定常経済(成長率  
ゼロ)の年がしばしばあったが、

そんなときは武士の勤務時間は一日  
五時間。当然、暇をもてあまして道  
楽を始めた。第一は園芸、第二は釣  
り、第三は学問である。京都に神沢  
貞観という与力がいたが、四十歳ま  
で与力を勤めた後、娘婿に家督を  
譲ってポランテアになる。元の職  
場にたくさんの方の資料が詰まっ



紅葉の季節

ているのでここへ資料整理に入っ  
た。意外な心中事件や人間業とは思  
えない殺人事件を拾いあつめて、適  
当な量のところを一冊に綴じ合わせ  
「翁草」と題して積み重ねたら二百冊  
になった。後年、作家の森鷗外がこ  
の文集を讀破し、名作『高瀬舟』に  
まともあげた。

### 定常経済での生き方

そうかと思えば、五十歳の農民が  
伊藤東涯という屈指の儒学者の門下  
生になり、東涯から教わったことを  
克明に「日記」につけたが、その日  
記の余白に「学問とはこんなに面白  
いものか。努力をしてやるものだと  
聞かされてきたがそうではないんだ  
な。こんなに面白いものだから学者

なんか出てくるんだな」と書きつづ  
けている。

このほか、定常経済の社会でも武  
士の俸給は変わらず勤務時間だけ減っ  
たから、暇をもてあました武士は参  
観交代で江戸に来ている間に文化を  
身につけようと、清元の師匠の門を  
潜った。ところが清元は長くてなか  
なか覚えられない。そこで、さ  
わりのところをかいつまんで稽  
古してもらった。これが小唄

の始まりで、赤穂浪士の間には堀部  
安兵衛、大高源吾など風流人が多  
かった。

こう考えると定常経済社会も捨て  
たものではない。不足ばかり言っ  
ていないで、郷土史の勉強でも始めて  
はどうだろうか。

(評論家 草柳大蔵)

### もくじ

活 動	地方自治体の一部改正法案(住民訴訟関係)の早期成立で要望 = 全国町村会 .....
政 策	自立促進法で過疎債拡充などの対策 = 平成12年度版過疎白書(解説) .....
フォーラム	地域に密着したケーブルテレビを目指して = 島根県赤来町 .....
随 想	和を大切に .....
情 報	政策リーダー .....

# 「全国町村会」

## 地方自治法の一部改正法案(住民訴訟関係)の早期成立で要望

全国町村会はこのたび「地方自治法の一部改正法案(住民訴訟関係)の早期成立に関する要望」を決定し、十月二十五日の常任理事会終了後、役員が関係国会議員に実行運動を行った。

また山本会長(福岡県添田町長)は十月十八日に開催された民主党総務部門会議に全国知事会の増田政策審議委員(岩手県知事)、全国市長会の沢田行政委員会委員長(神奈川県横須賀市長)とともに出席し、町村長の立場から今回の改正案の早期成立を求める意見陳述を行った。会議終了後は同党の玄葉光一郎衆議院議員はじめ関係先に要望活動を行った。



平林自民党地方行政小委員長に要請する正副会長



山下参議院議員に要請する正副会長

地方自治法等の一部改正法案(住民訴訟関係)の早期成立に関する要望

住民訴訟制度については、いわゆる四号訴訟(地方自治法二四二条の二・一項四号)において、たとえ適法な財務会計行為であっても、長や職員が「個人」として訴えられ、裁判に伴う各種の負担を担わざるを得ないことから、政策判断に対する過度の慎重化や事なかれ主義への傾斜等により、地方公共団体の積極的な施策展開に支障を来すことが懸念されている。

このことに鑑み、国会において審議中の地方自治法等の一部改正法案においては、長や職員の個人責任を何ら変更することなく、四号訴訟の被告を「個人」から「機関」に転換することにより、地方公共団体の住民に対する説明責任を強化するとともに、機関が保有する証拠・資料の活用を容易にし、政策判断の根拠や財務会計行為の過程等を裁判を通じて明らかにするこ

とが可能となる等訴訟の实情に照らしても合理的な制度改正が行われようとしていることである。

また、差止め請求(一号請求)要件の緩和や弁護士費用の公費負担拡充は、住民監視機能をより身近にし、かつ有効なものとするためにも重要である。

一方、訴訟の前置手続としての住民監査制度については、学識経験者からの意見聴取による審理の充実や監査委員による一時停止勧告の導入等、審査機能を強化し自浄作用による簡易迅速な問題解決を図る等、住民自治の観点から重要な内容を含んでいる。

積極的な自治政策の展開と、分権時代にふさわしい住民自治に根ざした行政運営の確立は急務の課題である。

よって、改正法案の早期成立を強く要望するものである。

活 動

民主党総務部門会議における山本会長発言要旨

・今回の改正案では、住民訴訟における住民の権利を何ら損なうことなく、かつ、町村長や職員個人の責任の在り方も一切変更しないこととされているにもかかわらず、なぜ、この改正案についてすら消極的な議論があるのか、正直なところ理解し兼ねる。

・町村長の中には、責任を軽くして欲しい、せめて重過失の場合に限るべきではないかといった議論をはじめ、団体として行った行為に一人の住民でも不満に思えば訴訟を提起できること自体おかしいと考える人も多い。しかしながら、選挙で選ばれた以上、相応の責任を担うのは当然と考えている。その上で、せめて、今回の改正案にあるぐらいは分権時代



部門会議終了後、玄葉衆議院議員右に要請する山本会長

にふさわしく直してもらっていいのではないかとこの思いで、今回の法案審議の動向を切実に見守っている。

・今回の改正案に反対する理由として、町村長や職員を個人として被告に立たせることができないということが挙げられているように聞いているが、理解できない。まさか、個人を傷めつけることが目的だとは思わないが、そうであるとするれば、誠に残念なことである。

・選挙で選ばれた責任を担うという点では、町村長も国会議員も同じ。私利私欲でこのような重い責任が担えるものではないことは、同じく選挙で選ばれた国会議員の皆さまには実感として十分理解していただけるのではないかと。

・町村長は、最初から悪人だと決めつけられたうえで、被告にされる。地域住民のために良かれと職務として行った行為であるにも関わらず、職務として裁判で争うこと自体がけしからんと言われることには、疑問を感じる。

・また、日々職務に精励している部下職員のことを思うと、忸怩たるものがある。職員には、安心して職務に専念してほしい。

・某町では、町と農協の出資により創設された和牛振興公社の再建築として、予算の議決を経たうえで増資と補助金交付を行ったところ、これを違法として町長が訴えられているが、執行機関としての長が機関とし

てではなく個人として被告に立たないといけないのか、納得できない。

・別の団体では、平成八年から合計六五件の住民監査請求が行われ、うち一七件は住民訴訟が提起されているが、すべて、同一人物により行われている。

・抑止効果の議論については、刑罰の抑止効果を例にとりて考えると、人は、刑事裁判がいやだから犯罪を犯さないのではなく、刑罰に処せられるのがいやだから犯罪行為をしないのである。個人が被告にならないと、抑止効果が減少するという議論は、おかし。

・改正案では責任を軽くするものではなく、改正したとしても、首長等が全財産をかけて職務をすることに変わりはない。

・今回の改正では住民訴訟に関心が集まっているが、住民監査請求において、一時停止勧告の制度が導入されたことに力点が置かれるべき。今回の改正の主たる目的は、住民監査請求制度の充実である。

・今回の法案には市町村合併に関する住民投票の導入が盛り込まれているが、実は、当初、我々は、住民投票の導入については反対した経緯がある。合併だけならまだよいが、これが拡大されて、あらゆることについて住民投票をすべきというような話になると、選挙の意味がなくなってしまうと考えたものであるが、住民監視の充実という観点から、監査制度の充実とセットになっているといふことで、了承したものである。住民

重視の視点を大切にすべきである。  
・また、郵政官署法案 全国町村会としては是非必要なものと考えており、地方自治法等の改正法案と併せて、格別な御尽力を賜りたい。

全国知事会 (抜粋)

・改正に賛成。早期の成立を願う。  
・四号訴訟は個人の責任が問われる訴訟ではあるが、具体的な活用事例をみると、公務の前提となる団体の政策判断・意志決定が裁判所で争われているのが実情。

・裁判所において、団体が当事者となつて、公文書等の証拠書類を活用し、意志決定の過程も含めて争うべきもの。個人は、証拠書類を持つておらず、この点からも、団体が当事者となるべき。

・将来にわたつての抑止効果が重要。組織の問題として争つて敗訴すれば、二度と同じ問題を引き起こさないように、組織を挙げて努めることになり、効果がある。

全国市長会 (抜粋)

・賛成の立場、早期の成立を期待する。  
・今回の改正は、個人責任の基本は維持しつつ、団体における自律的解決を重視するもの。現在の訴訟の九割は、政策判断や業務執行の是非が問われているものであり、本来の当事者は団体であるといえる。

・今回の改正案では、住民にとつて、争う方法が閉ざされるわけではなく、むしろ、訴訟費用の公費負担も拡充されている。

解 説

過 疎 白 書

# 自立促進法で過疎債拡充などの対策 若年層流出や高齢化が進展



総務省はこのほど、平成十二年度版「過疎対策の現況(過疎白書)」をまとめた。それによると、過疎地域は、人口では全国の六%を占めるに過ぎないが、面積は国土の半分、市町村数は四割近くを占めている。過疎地域に特徴的なのは、年齢階層別の人口構成で、十五・二十九歳の若年者比率が一三・三%(全国は二一・七%)と低く、六十五歳以上の高齢者比率が二五・二%(同一四・五%)と高くなっており、全国に大きく先行した高齢社会となっている。

また、同年度から過疎地域自立促進特別措置法が施行され、過疎債の拡充や介護老人保健施設の整備に関する規定が新たに設けられた。白書に沿って、過疎地域の現状と対策の具体的内容などを紹介する。

## ● 自立促進法で過疎債など拡充

「過疎対策のあゆみ」では、これまでの対策の経緯を振り返っている。過疎地域対策緊急措置法、昭和四十五年制定、同振興特別措置法、昭和五十五年制定、同活性化特別措置法、平成二年制定、「いづれも議員立法」の三次にわたる対策を説明した後、新たに施行された過疎地域自立促進特別措置法の概要を説明している。

同法の目的は、「人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講じることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の拡大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与する」とされ、十年間の時限立法とした。

同法の要件については、人口要件が昭和三十五年と平成七年の国勢調査人口を比較して三〇%以上減少、同二五%以上減少しており、かつ高齢者(六十五歳以上)の比率が二四%以上、などとし、財政力に関しては、平成八年度から十年度までの三年平均の財政力指数が〇・四二以下でかつ公営競技にかかる収入が十三億円以下を要件とした。

過疎市町村数は、活性化法が失効した時点では千二百三十団体。このうち、新法でも過疎地域として公示されたのは千二百二十九団体。新法の要件を満たさない百一団体は、「特定市町村」として、五年間の激変緩和措置を講じた。一方、新たに公示されたのは四二団体で、平成十二年四月一日現在で千七百七十一市町村が過疎地域となっている。

自立促進法の主な事業は、活性化法で講じられていた財政、行政、金融、税制上の特別措置は基本的に引き継いだ。このほか、過疎債を拡充し、介護老人保健施設の整備に関する規定を新設。運用上、公営企業による共同店舗、一定条件の広域病院、都市との交流を図るための公共施設、定住促進賃貸住宅部分、遊休施設改修・活用も対象とした。平成十二・十六年の計画に基づいて実施する事業の総額は十七兆八千億円に達する見込みだ。

## ● 高齢化が急速に進展

千七百七十一団体の過疎地域の内訳は四十三市、七百六十八町、三百六

政 策

十村。全国の市町村に占める割合は三六・三％で、これらの市町村のうち九九・二％が人口三万人未満となっている。過疎地域の人口は七百五十四万人で、総人口に占める割合は六・〇％に過ぎないが、面積は総面積の四七・七％に当たる十八万三千百十三平方キロメートルに達している。過疎市町村は、神奈川県、大阪府を除く四十五都道府県に存在し、市町村数で見ると、大分県、鹿児島県では七割を超えている。

人口の増減率は、昭和三十五 四十年に一一・四％、昭和四十 五年に一三％と大きく人口が減っていたが、その後、減少率は鈍化し、昭和五十五 六十年には三・九％と過疎問題が指摘されて以来、最低の減少率を記録した。ただ、これ以降再び上昇に転じ、平成二 七年には五・二％となった。

近年の過疎地域の人口の推移を見ると、昭和五十五 六十一年の間、年間八万人前後の減少だったが、昭和六十二年から平成三年にかけて、十万人前後まで拡大し、平成四年以降は再び八万人規模に戻った。

人口増減を自然増減と社会増減に分けると、社会減少は平成三年までは八 九万人以上だったが、平成四年以降は縮小。平成五年以降は四五万人で推移している。一方、自然増減は、着実に右肩下がり、昭和六十一年に自然増から自然減に転じ、平成十一年は四万四千七百七十三人の自然減となった。

白書は、今後も社会経済環境が安

定的に推移するとすれば、地域間移動人口は低水準で推移し、結果として過疎地域の社会減は比較的緩やかなものになるとみられるが、自然減は構造的なものと考えられ、人口減少要因としてのウエイトは、さらに高まっていくことが予想される」と分析している。

人口構成は、男性が約三百五十八万七千人、女性が約三百九十五万六千人。昭和三十五年から平成七年までの年齢階層別の人口を見ると、〇 十四歳は四百六十八万二千人から百十六万八千人(減少率七五・一％)と大幅に減少し、全体に占める割合も三五・八％から一五・五％に大きく減少した。六十五歳以上の高齢者階層は、九十万六千人から百八十九万七千人(増加率一〇九・四％)に大幅に増加。全体に占める割合は六・九％から二五・二％に大きく上昇した。全国の一四・五％に比べても著しく高い数値となっている。市町村数で見ても、高齢者比率二五％以上の団体数は六百八十七団体を数え、四〇％以上も九団体ある。

● 観光・レクリエーション業は好調

過疎地域の財政状況は、平成十一年度の普通会計の単純合計額は、歳入が六兆千四百八十七億円、歳出が五兆九千七百十四億円。一団体当たりの決算額は、歳入歳出ともに全国の市町村平均の三割程度で、財政規模は極めて小さい。市町村の財政力を示す指標である財政力指数を見ると、平成十一年度においては、全国

の市町村の平均が〇・四一なのに対し、過疎地域の平均は〇・一九で、財政力は非常に弱い弱と言える。段階別で比較すると、市で最も多いのは「〇・二以上〇・三未満」の二十団体、町村では「〇・一以上〇・二未満」の六百三十八団体。

公債費負担比率は、過疎市町村の平均は二〇・六％で、全国平均の一六・九％より三・七ポイント高い。これに対し、公債費のうち地方交付税算定に用いる基準財政需要額に算入されるものを除外して計算した数値である起債制限比率は、過疎地域市町村が一〇・二％に比べ、全国平均も九・八％でわずかな差にとどまっている。これは、過疎債の元利償還に要する経費の七〇％が基準財政需要額に算入されるためで、「過疎債が、過疎市町村の財政運営を支える上で、大きな役割を果たしている」と白書は指摘している。

産業別就業人口は、かつては第一次産業が中核的産業だったが、昭和四十五 平成七年の二十五五年間に、四九・七％から二四・二％に大きく減少。逆に、第三次産業は三〇・〇％から四四・八％に、第二次産業は二〇・三％から三一・〇％に増加した。

農業戸数に関しては、平成二 十二年の間の減少率が全国の一八・六％に比べ、過疎地域は二〇・一％とやや高い。耕地十ヘクタール当たりの生産農業所得は、依然として北海道を除く地域で全国と格差が見られる。

雇用の場を確保する企業の立地件数は、昭和五十年代には着実に増加

し、六十、六十一年度にいったん減少した後、再び増加に転じた。平成三年度以降はバブル経済崩壊の影響などで減少が続いている。平成十二年のブロック別の動向は、九州三十二件、東北三十一件、北海道二十五件の順に多く、全体では千三百三十四件だった。

一方、観光・レクリエーション業は好調で、昭和六十年を一〇〇とした指数で見ると、平成九年には全国が一・九だったのに対し、過疎地域は一六五に達した。また、過疎地域を訪れた観光客のうち、延宿泊客数は、平成十一年には五千六百万人と、昭和六十年のおよそ一・倍となった。

● 交通アクセスは徐々に改善

生活環境の整備については、全国水準と格差があるものも依然として存在するが、各種事業の推進でかなりの改善がみられる。例えば、水道普及率は、昭和四十六年は全国八一・四％、過疎地域五五・七％と大きな開きがあったが、平成十二年には全国九七・五％、過疎地域八七・一％まで縮まった。市町村道の舗装率は、昭和四十六年の全国九・八％、過疎地域二・五％から、平成十二年は全国七二・九％、過疎地域六三・七％となった。このほか、平成十二年の一市町村当たりの社会教育施設の整備状況は、公民館数が過疎地域三・六、全国五・五。図書館数が過疎地域〇・二六、全国〇・八〇などとなっている。

交通アクセスを見ると、平成十二

政 策

年における過疎地域の市町村庁舎からの自動車による所要時間を、昭和六十年と比較すると、広域市町村圏中心部市街地まで一時間以内で行くことができる市町村は八二・九%から八八・〇%に増加。高速道路のインターチェンジまでも四〇・一%から六六・一%に、都道府県庁までも一七・〇%から二〇・四%に改善されている。ただ、いずれの場合でも、依然として二時間以上かかる地域もかなり残されている。

地域の情報化に関しては平成十二年四月一日現在で、全国では、三千二百五十二市町村の二二・七%に当たる七百三十九市町村が、地域情報化計画を策定済みあるいは策定中だった。一方、過疎地域は、千百七十一市町村のうち百四十五市町村が取り組んでいるに過ぎず、策定率は一一・四%にとどまり、全国とはかなりの格差があることが分かった。CATVについても、全国の普及率が二二・一%に達しているのに対し、過疎地域は四・四%にとどまっている。

● U・エターンへの取り組み

過疎地域には約四万八千の集落があるが、推計されるが、そのうちのおよそ一〇%では、生活扶助、生産補完、資源管理などの集落機能の維持が困難な状況に陥っている。これらの集落では、五九・〇%で耕作放棄地の増大が、三五・一%で管理放棄地の増大がみられ、獣害の発生や森林の荒廃、伝統的祭事の衰退、棚田・段々畑などの景観の荒廃、住宅の荒

廃などの問題が起こっている。

こうした集落機能の低下に対応するため、集落を空間的に移転させる「集落移転」や、集落の合併・統合・新行政区の設定など移転を伴わない集落再編などの取り組みが行われている。集落移転は昭和四十五～五十四年に六割以上が実施され、集落再編は比較的最近実施される例が多い。

これらの対策を実施する背景・理由としては、集落移転では効果的な行政サービスの提供、高齢化や人口流出による自然消滅の可能性、積雪による集落孤立化の解消を挙げられる割合が高い。集落再編については、高齢化や人口流出による自然消滅の可能性と地域コミュニティの連帯・強化が主な背景・理由として挙げられている。

過疎地域市町村や特定市町村では、七割近くがUエターンに取り組んでいる。その目的は「人口増加」が九三・五%と最も多く、次いで「農業の担い手確保」(五八・〇%)、「地域づくりのリーダーとなるような人材の確保」(二七・七%)、「廃校や複式学級化を避けるため」(二一・二%)などの回答が多い。Uエターンに関する定住促進策については、全体の五三・九%の市町村が何らかの策を講じており、具体的には、「住居に関する支援」(三〇・三%)、「各種奨励金による支援」(二九・一%)、「就職・就業・起業に対する支援」(二四・三%)などが挙げられている。

(時事通信社 門馬 淳)

募集中

全国町村等職員の皆さまのための 3大成人病保障プラン

特定疾病保険 (ガ ン) (急性心筋梗塞 脳 卒 中)

任意共済 保険特約

◎ お申込みは (引受生保会社) アリコ・ジャパン 都道府県町村会へ

(取扱代理店) 株式会社 千里 (ちさと)

千里本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番32号 全国町村会館西館内 ☎03-5512-4726(代表)

福島 024( 558 )2980	長野 026( 285 )4764	岡山 086( 245 )4833	長崎 095( 823 )9583
千葉 043( 227 )2328	岐阜 0584( 73 )2761	広島 082( 844 )1067	熊本 096( 359 )1766
神奈川 045( 453 )7663	愛知 056( 81 )2072	山口 083( 928 )7886	宮崎 0985( 32 )2789
北海道 011( 272 )8677	山梨 055( 237 )7558	徳島 088( 624 )1603	鹿児島 099( 206 )1019
青森 0177( 38 )2915	新潟 025( 283 )5650	奈良 0744( 29 )8281	福岡 092( 632 )9714
宮城 022( 275 )0891	石川 076( 229 )1335	島根 0852( 37 )2163	佐賀 0952( 29 )3145

営業所(全国26か所)

フォーラム

平成12年度 地域づくり自治大臣表彰

優良情報化団体

現地レポート

島根県

あか ぎ ちょう  
赤 来 町



開局イベント

地域に密着したケーブルテレビを目指して

はじめに

飯石郡赤来町は島根県の中央部、広島県との県境に位置する中山間地の町である。県内でも有数の豪雪地帯として知られていたが、近年は暖冬の影響などで昔ほどの積雪はないものの、厳しい気象条件や社会経済情勢により人口流出が続き、過去八〇〇〇人以上いた人口も、三五〇〇人弱に減少、高齢化比率も三〇%を超えた過疎の町である。

基幹産業は稲作を中心とした農業であり、赤来和牛として定着した畜産やハウスメロン栽培などの施設園芸などにも取り組んでいる。高冷地帯の気候風土を生かしながら、町開発公社が経営している観光りんご園、観光ボタニ園、県民の森などを有し、緑豊かな自然が満喫できる高原の町である。

情報化への歩み

これまで情報施設の更新も検討がなされてきたところではあるが、日進月歩発達する情報技術の中で、平成八年冬、昭和三十二年から四十年近く情報伝達の主役を担ってきた有線放送の伝送路が雪害により大打撃を受けたことが情報化への発端になった。

島根県と協議する中、平成九年

度の旧過疎対策室所管のCATV事業が採択されるとの見込みがあり、急なことであったが決断を迫られ、細部の検討はさておき、補助申請を行った。

補助申請後、実質的な内容検討に入り、CATVの持つ多機能を有効に活用することによって高度情報化社会に対応でき、住民の生活の利便性にも大きく役立つシステムを確立することが大切であると考へ、映像の配信のみでなく、双方向機能を活用するシステムを基本とした。

双方向を活用する高度情報化社会の到来は、都市的感覚でとられがちであるが、農村部にこそ必要であるとの考へから通信分野を重要視したシステムを構築することを目標とした。

CATVとのかかわり

島根県のほぼ中央に位置する雲南地方はテレビ難視聴地域も多々ある。こうした中、いち早くCATVを立ち上げた町があり、それ



フォーラム



放送センター

以来、CATVの整備が加速してきた。赤来町は島根県内の自治体では事業施設としては五番目、町村では六番目であるが、自治体としては稀なフルサービスのシステムを誇り、赤来町を含む雲南地方は島根県のCATV集積地帯として注目を集めている。

こうしたシステムを構築したことは、近隣町村の影響もさることながら、地域の特色などの情報を発信することによって活性化が図られればとの考えからであった。その手段として「CATV」があり、CATVは高度多様化する住民のニーズに応えられる選択性の高いメディアであると考え、様々なアプリケーションを乗せることになった。

CATVを使つての情報伝達

財政基盤の弱い小さな町でCATVを運営することは、大きなリスクを背負うことになる。その最大の課題が運営費の捻出であり、二番目の課題はスタッフとコンテンツの問題である。

地方自治体、とりわけ中山間地過疎の自治体は自主財源に乏しく、その大部分を地方交付税等に依存していて、多種多様な財政需要に効率よく投資しなければならぬ中、CATV運営の新たな費用が発生したわけである。自治体CATVは都市的CATVのように採算性は無く、一般財源を投入しなければならない。



編集



編集室

また、専門的知識と専門技術を持つスタッフも必要となり、番組を構成する素材も必要である。

こうした、運営に関する厳しい条件をクリアし、小さな町でもCATVに取り組めるモデルケースを作るため、インターネットを活用することで職員数を抑えるとともに、自主番組の制作は週一回とした。

幸いにも現在では自治会や各種団体からの取材の申し込みなどが多くなりつつあり、自主番組は好評を得ている状況である。

住民の方々には、映像配信や文字放送による伝達方式は、最初のうちは戸惑いがあったものの、週一回の自主番組の放映も次第に浸透してきて楽しみにしているとの声を聞くようになった。今では、CATVと言ってもそんなに違和感が無くなり、高齢者の方や子供

たちはそれぞれの専門chを楽しんでいる。

CATVを使つてのインターネット

本町のCATVの大きな特徴に高速、定額制のインターネットがあり、徐々に加入者も増え、ダイヤルアップ接続も含めると20%を超えるインターネット接続家庭があると推測される。仕事上で利用されている方のほかに、都会で生活基盤を確立した子供や孫とのコミュニケーションに利用されている高齢者の方が多いのが農村部ならではの特徴である。

こうしたことを目標に研修用パソコンを整備し、高齢者、女性の方など初心者を対象としたパソコン教室を早くから立ち上げ、多くの修了者を出している。講師は地元のパラソニアや郵便局ともタイアップしながら受講生二人に一人の講師体制を基本として、親切丁寧な指導を心がけている。

国のIT推進より早くこうした取組みができたことや、ブロードバンドの時代以前にインフラを整備できたことは、一つの誇りでもある。

CATVの飛躍

雲南地方(一〇ヶ町村)は、島根



フォーラム



パソコン教室

県一、中国地方一の情報先進地となりつつある。その中で、現在赤来町を含む四町村のCATV広域化を目指している。四町村中、二町の既存施設を活用し、未整備の二町村へも送信する広域CATVは全国的にも稀であると思われる。

広域化のメリットは、運営費の低減ばかりでなく、様々なアプリケーションを展開する上でリスクの分散ができ、かつ費用的に安く、単独町村では、取組みができない事業展開も容易にできるなどが考えられる。

こうしたことから、平成十五年四月開局を目標に検討を行っている。それぞれの町村が持つ特徴を生かしながら各町村間の施設の有機的結合を図るCATV網が完成

すれば、福祉、医療、教育、産業振興など様々な分野で機能分担が可能となるばかりでなく、電子行政の推進などにも大きく役立つものと期待している。

今後の課題

光ファイバーや無線など情報を伝達するインフラは、ますます技術革新がなされ、われわれの生活環境は著しく向上することが予想される。しかしながら、社会生活インフラが遅れがちな中山間地域にこそ、情報基盤の充実が望まれる。

たとえば、ストリーミングなどリアルタイムの画像を使って情報のやり取りを行えば、交通手段が少ない農村部においては日常生活の大きなツールとなる可能性があると考えられる。

今後は、こうしたCATVがもつポテンシャルを一つずつ検証しながら、地域住民の福祉向上、地域産業の発展、教育の向上などに寄与できるシステムの構築や活用について検討を加えていく必要がある。

いずれにしても、「情報」が地域活性化の大きな要因の一つであることを再認識し、その活用に努力していくことが重要である。

(赤来町総務課 補佐 安部 亘)



全国町村等職員みなさまの  
家族総合保障  
任意共済保険



三井生命

随 想

和を大切に



新 潟 県  
あか どもり 泊 村 長  
赤 石 塚 英 夫

随 想

赤泊村は、佐渡島の南に位置し本土と対峙しています。明治三十四年に五か村が合併し現在の赤泊村となつて、今年が丁度一〇〇周年の節目の年に当たり、奇しくも二十一世紀の初年ということである。いろいろな記念行事を催し村民挙つてお祝いしています。

私は昭和四十七年村議から村長選挙に立候補するにあたり、「和」を大切にす村にと訴えて参りました。そのことは今も機会あるごとに村民の皆さんにお話ししています。

「和」の意味を調べてみますと「やわらかく、やわらげる、なごむ、なごやか」などが出てきます。共和、親和、調和、平和等々のつく言葉は沢山あります。また日本を指す「大和国」「倭」もそうであり、十七条憲法に使われて

有名になつた「和を以て貴しと為す」礼記の言葉が和を集約しているようにも思えます。

「世の中は、人々が仲よくすることが大切である」真にその通りだと思つたのです。

しかしながら現実にはなかなかうまくはいきません。戦後のめざましい経済発展、科学の進歩から人類は月へも行き、ダイオード、ICの発明から今や瞬時に世界の情報を得ることのできるIT技術の進展、バイオテクノロジー、果てはクローン技術の域にまで至っています。

反面そのような技術の進歩に伴い弊害も起きてきていると思つたのです。子供（大人もそうなのかもしれません）の遊びの形態も大きく様変わりし、友達なしでも自分一人で遊ぶテレビゲームや、イン

ターネットなどでバーチャルリアリティの体験、人対人の会話ではなく、あらかじめ作られた機械との会話になつてしまつて、そこでは通常推察できる相手の感情（それは相手の顔色でも、また語気でもあると思つたのですが）が読みとれない世界だと思つたのです。

日本の子供達の学力で、最近語学力と数学の低下が危惧される状況にあることを何かの機会に聞きました。当然のこととも思えます。意味を充分理解しなくとも平仮名で打ち込めば瞬時に漢字に転換してくれますし、理屈がわからなくても算式に数値を入れればこれもまた瞬時に答が出てくる、そのような時代になつてきています。確かにコンピュータというすごいものが造られ、その恩恵に浴して経済が発展してきたことは事実でありますが、それは使うものであつて、使われるものではないことを肝に銘じたいものです。

地下鉄サリン事件の様な凶悪なクーデター事件から無差別殺傷事件、性犯罪、児童虐待等々想像もつかない悲惨な事件が相ついで起きています。この原稿を書いている時もアメリカでの国際貿易センタービル、国防総省へのテロ行動という凶悪悲惨な事件が伝えられています。人間は考える輩である

「以上愚かな道へは進まないであらうが、憂慮すべき状況が世界各地に起きていることは事実です。私どものような田舎の村では幸いこのような事件はありませんが、過疎高齢化の進むなか、地域コミュニティは以前より薄らいできていることは実感されます。

平成元年度からのふるさと創生事業で、村では「民話の里づくり」に取り組んで参りました。幸い自主活動グループも次々に誕生して、肩肘張らずにできることから実践し、地域づくりを楽しみながらその輪が広がつてきています。また、草の根的な国際交流として毎年行われてきた、アジア文明の原流ともいふべきインドの優れた

絵画、音楽、舞踊、食文化等の紹介、公演や、更にはニュージラード、オーストラリア、パプアニューギニアなども含めた原住民族との交流・親睦などが今年で丁度十年目を迎え、村民が楽しみにしているイベントに育つてきています。

「過疎にはなつても、心の過疎になつてはいけない」が私の motto であり、自分を愛し、隣人を愛し、家族を愛し、地域を愛する心、和を大切にす人、そういう村づくりを目指して今後も努力していきたいと思つています。

情 報

# 政策リーダー

# 政策リーダー

地方公共団体間の事務の共同処理の状況に関する調査結果まとまる

総務省は、このほど「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調査(平成十二年七月一日現在)」をとりまとめた。

それによると、共同処理の総件数は九、六六八件、関係団体は延べ三六、三七一団体となっており、一件あたりの団体数は、三・八団体となっている。

処理方式では、事務の委託が六三・二%を占め、次いで一部事務組合の二七・二%、以下、機関又は吏員等の共同設置(四・八%)、協議会(四・〇%)、広域連合(〇・七%)等となっている。

これらのうち、一部事務組合については、事務の総合化・効率化が進み、設置件数は二、六三〇で前回調査から一四〇件の大幅な減少となっている。この減少傾向は二十二年にわたっており、「今後一層の統廃合が進むものと考えられる」としている。

一方、平成七年六月より制度が施行された広域連合については、前回調査時一四団体の設立にとどまっていたものが、今回の調査時点では六六団体、平成十三年九月一日現在では七四団体が設立されており、また、機関又は吏員等の共同設置も四六七件で、二五七件の大幅な増加となっている。これらの増加要因としては、介護保険に関する事務の発生等が考えられるとしている。

## 半島振興対策促進大会について

全国半島振興市町村協議会(会長 脇本哲也・北海道知内町長)をはじめ、半島地域の振興を目的として組織されている半島関係三協議会(半島地域振興対策協議会、半島地域振興対策協議会議長連絡協議会)は、来る十一月三十日、半島振興計画を推進し、半島地域の更なる振興を図るため、国による行財政上の措置の一層の拡充、半島振興対策の一層の充実等を目指し、半島振興対策促進大会を開催する。

半島地域では、昭和六十年に半島地域の総合的な振興を目的として半島振興法が制定されて以来、交通基盤の整備等に着実な成果が現れているものの、人口の減少・高齢化が進展する中、交通通信体系、産業基盤、生活環境の整備等依然として多くの課題を抱えている。

このような状況を打開し、地域住民の生活の向上と国土の均衡ある発展等を推進するため、同大会は、年末の国の予算編成時期にあわせ、毎年、半島関係三協議会共催により開催されている。

大会には、衆・参の国土交通委員会委員長、自由民主党半島振興委員会委員長、各政党の代表者などを来賓として招き、半島地域の状況報告・要望事項の説明、大会決議の採択を行い、大会終了後には、半島関係三協議会の正副会長が、国土交通大臣などに面接し、決議事項等の実現を要請する予定としている。

## BSE対策に一五五四億円

### 農林水産省

農水省は、このほど総額一、五五四億円に及び牛海綿状脳症(以下BSEとする)関連対策を決定した。BSE関連対策のうち今回の要望総額は九百五億円で、そのうち二百六十五億円を平成十三年度補正予算で要求する。残りは、輸入牛肉の関税収入による農畜産振興事業団の調整資金で充当する。また、既決定分は、百三十七億円、十三年度当初予算措置額は五百十二億円。

主な関連対策の内容については以下のとおり。まず、BSEの清浄化では、四十四億円計上した。農場段階の監視体制の強化と、飼料への肉骨粉混入防止のための検査体制の強化に取り組み。また、BSE発生牛の追跡ができるように全ての牛に総背番号制度を導入する。

次に、BSE新検査体制のもとでの食肉処理・流通体制の整備に百二億計上した。食肉センター等での可食内蔵等の区分管理、特定危険部位の焼却処理の促進やBSE検査前にと畜された牛の滞留在庫について、生産者団体等が行う市場隔離を支援する。

さらに、農家経営等の安定に四百八十八億円計上した。枝肉価格が安定基準価格(キロ七百八十円)を下回った場合に、生産者団体等が行う調整保管を支援する。また、肉用牛肥育経営安定対策事業の補完として、肥育牛一頭の粗収益が、家族労働費を除いた生産費(物財費相当)を下回った場合に、その差額(赤字)を一月ごとに補てんする。

このほか、畜産副産物等を適切に処理するため、三百七十六億円計上した。そのうち肉骨粉等の焼却処理には、全額国費負担することになり、百五十億四百万円が計上された。

# 都心に生まれたゆとりとやすらぎの空間

## くつろぎを最優先にこだわった客室

シングル	131室	(室料) 8,500円より
ツイン	18室	16,000円より (2名)

8～16F

客室は広めでシングル18㎡)羽毛寝具により心地よい睡眠に配慮いたしております。すべての客室は快適な7階以上の上層階に配され、リラックスしていただくための静かな空間を作り上げました。



シングル

官庁街に近く、最適なロケーションを誇る 全国町村会館。  
一流ホテル(帝国ホテルグループ)との提携による上質なサービスと、味わい豊かな料理、ゆとりのある客室で皆様をおもてなしいたします。



## 東京での週末・祝日のご利用に特別サービス

### 特別サービスとして

1 宿泊料金を最大20%割引いたします。

(各行事の際に、町村より一括してご宿泊をお申し込みいただいた場合は、すべて会員の特別料金を適用いたします。)

2 地元よりの特産品など、持ち込みは自由です。ご希望により調理もいたします。

ご宴会などのお料理は、ご希望とご予算に応じ、洋食・和食のいずれもご用意いたします。



ホール

- 在京出身者の集いなど 町村主催の各種行事
- 自治大学校などの交友会
- 職員旅行・家族旅行
- 小・中学校の東京での行事参加

## 東京観光の拠点に最適

土・日・祝日ご宿泊<特別料金>(室料)

シングルA 6,800円(通常料金 8,500円)

ツインA 12,800円(通常料金16,000円)

金曜のご宿泊は通常料金の15%OFFにてご利用いただけます。

### 東京観光地へのアクセスガイド

- 東京ディズニーランド / 地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
- 浅草 / 地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
- 東京タワー / 地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分
- 後樂園遊園地 / 地下鉄永田町駅から後樂園駅まで約10分
- 東京都庁展望室 / 地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分



交通の便利なロケーションで、多勢の人にお集りいただくパーティーなどに最適です。また大小4つのホール・会議室があり、幅広い用途にお使いいただけます



【交通案内】  
有楽町線・半蔵門線・南北線  
「永田町駅」3番出口徒歩1分  
丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分  
タクシー 東京駅から約20分

[宿泊利用助成券契約市町村職員共済組合等一覧] 北海道市町村職員福祉協会・青森県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県市町村職員互助会・島根県・鳥根県市町村職員年金者連盟・岡山県・広島県・山口県・高知県・福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・地方職員共済組合(団体共済部)

ご予約・お問い合わせは **全国町村会館** TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220  
〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号